### <入札・契約制度運用の一部見直しについて>

### ○ 事後審査型条件付き一般競争入札の拡大

入札・契約手続きのより一層の競争性・公正性・透明性を確保するため、一定の条件を付して 行う条件付き一般競争入札(事後審査型)を、<u>現行の設計金額が3,000万円以上の建設</u> 工事(建築工事においては5,000万円以上)の案件から、特殊なものを除く、設計 金額が1,000万円以上の案件に拡大し、平成19年10月から試行実施いたします。

- 一般競争入札の例外とする公共工事(特殊なもの)
- ・ 専門性、特殊性が特に高いと考えられるもので、市民に直接影響を及ぼす可能性のあるもの(例:水道施設工事のうち操作盤等の改修工事)
- ・ 応急的な災害復旧工事等
- ※ 条件付き一般競争入札(事後審査型)により執行する案件がある場合には、公告日を毎月 5日又は20日(休日の場合にはその翌日)としておりましたが、試行実施に伴い、案件 数の増加が想定されることから、毎週木曜日(休日の場合にはその翌日)に変更いたしま すのでご注意ください。

#### 〇 適用時期

平成19年10月 1日以降発注する、設計金額1,000万円以上の建設工事案件から適用いたします。

## ○ 「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」の改正

事後審査型条件付き一般競争入札の拡大に伴い、現行の「**低入札調査基準価格**」及び「最**低制限価格**」の設定基準額を下記のとおり変更いたします。

#### 【現 行】

工  種	最低制限価格	低入札調査基準価格
建設業法に定められる 28業種すべて	予定価格が130万円を超え 3,000万円以下のもの	予定価格が3,000万円を超えるもの

# 【改正後】

工種	最低制限価格	低入札調査基準価格
建設業法に定められる 28業種すべて	予定価格が130万円を超え 1,000万円以下のもの	予定価格が1,000万円を超えるもの

# ○ 適用時期

平成19年10月 1日以降発注する、建設工事に適用いたします。